

地域未来共創部

地域政策課

離島や半島など地理的条件により振興が制約されている条件不利地域の生活利便性の向上を図るため、次のような事業を行っている。

- (1) 離島振興法などの地域振興法に基づく振興計画の作成や進捗管理、税制優遇制度の運用
- (2) 離島の産品とその原料にかかる輸送コストの軽減など産業振興への支援
- (3) 航路運賃の補助など住民生活への支援
- (4) 地域おこし協力隊の投入による地域振興
- (5) 地域の活性化に寄与するイベントへの支援
- (6) 地域づくりに関わる人材育成や地域内外の連携強化など、地域振興の持続に必要な基盤づくりへの支援

地域交通課

(1) 交通不便地区対策

交通不便地区の解消を図るため、公共交通の利用が不便な地区に対し、市民協働の視点で地域との協議を行いながら、既存の予約制乗合タクシー等だけでなく、新たな交通手段の仕組みづくりの検討・導入に取り組む。

(2) J R 佐世保線等の輸送改善

九州新幹線西九州ルート of 整備動向を注視しながら、佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に入れた J R 佐世保線の輸送改善や、新幹線効果を県北地域に波及させるため、長崎～佐世保間の輸送力の強化などについて関係機関と協議を行う。

(3) 松浦鉄道の維持、支援

松浦鉄道の安全な運行の確保及び経営の安定化に資するため、佐世保市等地域交通体系整備基金の運用及び長崎県、佐賀県を始めとした沿線自治体で構成する「松浦鉄道自治体連絡協議会」において協議を行い、松浦鉄道(株)に対して必要な支援を行う。

(4) その他の生活交通維持及び対策

地域住民の移動手段確保のため、生活交通路線と位置づけられるバス路線及び離島航路等の維持に必要な支援を行う。

(5) 公共交通の活性化

持続可能な地域公共交通体系の確立を目指すため、佐世保市・佐々町地域公共交通計画及び佐世保市・佐々町地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業の推進に取り組むとともに、両計画の進捗管理を行う。

若者活躍・未来づくり課

1. 若者コミュニティの創造及び運用に関すること

- (1) 若者の居場所や交流の場づくりを行う。
- (2) 若者の活躍の場や、これに必要となるノウハウや資金等の支援手法構築に加え、評価の仕組みづくりを行う。

2. 定住及び移住の推進に関すること

本市のみならず西九州させば広域都市圏における移住・定住の推進を図るため、次のような事業を行っている。

(1) 「西九州させば移住サポートプラザ」の運営

交通アクセスの利便性や賑わいのある中心市街地に、移住のためのワンストップ相談窓口を設置し、本市を含む西九州させば広域都市圏の移住環境や支援制度などの情報発信や移住相談を受け付けている。

- (2) 冊子やホームページのほか、ラジオや、SNS（ソーシャルネットワーキング・サービス）など様々な媒体を活用した移住情報の発信
- (3) インターネットを活用したオンラインや、都市部に直接出向いての移住相談対応
- (4) 移住希望者へ向けたお試し住宅や、電動アシスト自転車の無料貸出による移住環境体験
- (5) 住居探しや求職など移住希望者の新たな生活環境づくりへの支援
- (6) 引越しなど移住にかかる経費への支援
- (7) 奨学金返還への支援など定住促進に向けた取組み

【西九州させば移住サポートプラザ】

住 所	〒857-0855 佐世保市新港町8-1 (新みなとターミナル1階待合ロビー横)
電話・FAX	電話：(0956) 25-9251 FAX：(0956) 25-3311
e-mail	uji-turn@city.sasebo.lg.jp
開 所 時 間	平日：8時30分～17時15分 (閉所時は要予約)

宇久行政センター

市内に1行政センターを設け、行政窓口として戸籍・住民票の交付、各種公金の収納、税証明交付などの業務に加え、離島振興事業及び農林水産振興や公園、市営住宅、観光、商工、市営交通船に関する業務も行っている。

また、宇久地域住民からの要望・相談の窓口としても機能するとともに、宇久地域と旧市内地域の一体化を促進するための施策などの推進にも取り組んでいる。

名 称	所在地	竣工年月日	建設年月日	様式・構造	敷地面積	建物延面積
宇久行政センター庁舎	宇久町平 2581-5	S 54. 10. 31	S 54. 10. 1	鉄筋コンクリート造4階建	2,013.88 m ²	3,119.36 m ²

都市整備部

都市政策課

現 況

市域のうち、吉井町、世知原町、小佐々町、黒島町、高島町、浅子町の各町及び宇久町の一部、鹿町町の一部を除いた 29,257ha について都市計画区域を定めている。

都市計画区域のうち、宇久町、江迎町及び鹿町町を除く 23,976ha においては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域及び市街化調整区域に区分した、線引き制度によるまちづくりを昭和 46 年 3 月 31 日から行っている。

また、宇久町の一部を昭和 44 年 5 月 27 日、江迎町の全域及び鹿町町の一部を昭和 26 年 4 月 9 日より非線引き都市計画区域として、まちづくりを行っている。

市街化区域では都市の計画的な土地利用を図るために、住居系、商業系、工業系の 12 種類に区分した用途地域を定め、その中で容積率、建蔽率、高さの制限などの建築物の形態規制を行っている。

また、市街地における火災の危険を防ぐため、商業地域において高密度の土地利用が行われている区域に防火地域を、その周辺や建築物が密集した区域に準防火地域を定めて建築物の構造制限を行っている。

1. 都市計画区域

(H27.9.11 決定)

都市計画区域		29,257ha	
	線引き	23,976ha	
		市街化区域	4,471ha
		市街化調整区域	19,505ha
	非線引き	5,281ha	

2. 用途地域

都市における建築物は、住宅、店舗、工場など多種多様であり、この多様な用途の建築物が無秩序に混在することは環境を悪化し、それぞれの機能が十分に発揮できないばかりでなく、都市施設の整備も非効率的となる。

そこで、住居、商業、工業など土地利用上の区分を行い、建築物の用途、規模、形態などの守るべき最低限のルールを定めて、機能的な都市活動の確保と良好な市街地環境の形成を図るものとして、用途地域が定められている。

(H27.9.11 決定)

区分	第一種専用低層住居地域	第二種専用低層住居地域	第一種住居専用中高層地域	第二種住居専用中高層地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積(ha)	993	25	773	26	1046	126	60	153	338	497	225	209	4471
比率(%)	22.2	0.6	17.3	0.6	23.4	2.8	1.3	3.4	7.6	11.1	5.0	4.7	100

※都市計画法の改正により、平成30年4月1日から用途地域の区分に田園住居地域が追加されましたが、本市において指定はありません。

3. 防火・準防火地域

(H21.3.27 決定)

区分	面積(ha)	備 考
防火	54	商業地域で容積率600%の全域と500%、400%の一部
準防火	656	近隣商業地域・準工業地域・商業地域・住居系地域の一部
計	710	

4. 風致地区

鶉渡越	290.3ha
九十九島	1,894.9ha
八幡	18.2ha
祇園	10.8ha
眼鏡岩	10.1ha
福石観音	2.4ha
計	2,226.7ha

住宅政策課

住生活の安定確保及び向上の推進を図り安心して暮らせる社会の実現を目的に良好な住宅のストック形成、空家の適切な維持管理の推進、空家等の活用拡大、居住困窮者に対する住居の供給などの環境整備に取り組んでいる。

◎住宅政策推進事業

住まいを取り巻く課題は、住宅の防災・耐震化対策や空家の維持管理など住宅に直接的なものの外に、介護、子育て、まちづくり、環境、防犯といった要因が複合的に作用しており関係部局が民間団体を含め横断的な連携により取り組む必要がある。

○空家の適切な維持管理

適切に管理されていない空家は、老朽化が進み「建物の倒壊、火災・放火、害虫の発生、不法投棄」などを引き起こす恐れがある。空家を適切に管理する責任は、第一義的には空き家の「所有者・管理者」にあるが、所有者が不明な場合や、所有者が明らかであっても経済的な理由で解体が進まない事例も多い。このような老朽空家を対象として所有者調査や老朽空家の除却工事費に対する補助制度の運用などにより空家の所有者に対して適切な管理に関する助言・指導等を行っている。

・佐世保市老朽危険空き家及び空き建築物除却費補助金の交付数 (単位：件)

	R2	R3	R4	R5	R6
老朽危険空き家	33	39	36	31	37
老朽危険空き建築物	4	5	3	3	5

○空家等の活用拡大

平成28年度より、空家の利活用及び中古住宅の流通促進を図り、空家の発生や増加の抑制を目的とした空家バンクの運用を開始した。令和7年度からは、仲介や事前相談に加え改修相談などにも対応できる環境整備として、空家バンク協力事業者制度を開始し、更なる流通促進を図っている。

・佐世保市空家バンク登録物件及び利用者の登録

	R2	R3	R4	R5	R6
空家バンク登録建物数	4	12	16	17	22
空家利用者登録数	31	18	88	70	60

◎市営住宅事業

本市が管理している市営住宅は、令和7年4月1日現在、公営住宅4,987戸、改良住宅99戸、市単独住宅115戸、特定公共賃貸住宅70戸、準公営住宅9戸、合計5,280戸である。

また、県営、公社の賃貸住宅は、別掲のとおりである。

本市の市営住宅は、高度経済成長期に建設されたものが多く、老朽化によりその大多数が更新期を迎えている。したがって、人口及び世帯数減少に伴う市営住宅の将来需要を適切に見通し、効率的かつ効果的に管理運営することが求められている。

これらを踏まえ、平成25年度に佐世保市営住宅長寿命化計画（以下「本計画」という。）を策定し、予防保全的管理や長寿命化に資する改善及び効果的な建替えを進めるための基本方針を定め、平成29年度には、前年度に変更された国の指針等に対応する改定を行った。さらに、令和6年度からの第7次佐世保市総合計画後期基本計画のスタートや佐世保市住生活基本計画の策定及び今後の社会情勢の変化に対応するため、令和6年4月に本計画を改定したところである。

近年の入居者及び入居希望者の状況をみると、単身や夫婦のみの少人数世帯向け住居の需要が高まっており、また、入居者の多くは高齢者である。

そこで、高齢者をはじめ全ての入居者に安全なバリアフリー化や、地域毎の需要に応じた少人数世帯向け住居の供給等のほか、今後の人口・世帯数減少への対応として、各地域の拠点となる住宅の建替えや老朽住宅の集約再編を行っている。

また、令和6年度からは、子どもを産み育てやすい住まいの確保に市営住宅を活用するために子育て世帯等への優先入居枠を開始するなど、市民が安全で安心して生活できる市営住宅の供給を推進している。

令和7年度の市営住宅の建設は建替を基本として実施しており、本計画に基づき新田住宅3期建替事業（42戸）、花高1住宅3期建替事業（80戸）、直谷住宅3期建替事業（14戸）、鹿町新田住宅2期建替事業（18戸）を行うこととしている。

1. 市営住宅管理開始状況

（単位：戸）

種別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	計
新 築	0	0	0	0	0	0
建 替	24	0	75	109	141	349
合 計	24	0	75	109	141	349

2. 市内公営住宅等の状況(R7. 4. 1 現在)

(単位:戸)

地区名	市 営	公 社	県 営	計
折 橋			42	42
桜 木	254		101 ^(※13)	355 ^(※13)
花 園	66		24	90
須 佐	35	48	35	118
三 浦		74		74
汐 見			24	24
大 黒	223			223
天 神			30	30
十 郎 新	281		401	682
上 町			71 ^(※14)	71 ^(※14)
赤 崎	93			93
琴 平	33			33
相 浦	304		421	725
中 里 皆 瀬	106	92	266	464
大 野	664		533 ^(※15)	1,197 ^(※15)
日 宇 ・ 黒 髪			167	167
早 岐	287		188	475
黒 島	6			6
花 高	607	54	746	1,407
柚 木	170			170
棚 方	60			60
瀬 戸 越	100			100
崎 岡	114		110	224
も み じ が 丘	63	12	350 ^(※17)	425 ^(※17)
吉 井	423 ^(※124) ^(※26)			423 ^(※124) ^(※26)
世 知 原	197 ^(※110)			197 ^(※110)
小 佐 々	303 ^(※16)			303 ^(※16)
宇 久	35 ^(※13)			35 ^(※13)
江 迎	476 ^(※19) ^(※23)			476 ^(※19) ^(※23)
鹿 町	380 ^(※118)			380 ^(※118)
計	5,280 ^(※170) ^(※29)	280	3,509 ^(※119)	9,069 ^(※189) ^(※29)

※1 上記公営住宅等の内、特公賃住宅として市営が70戸、県営が19戸を管理している。

※2 上記公営住宅等の内、準公営住宅として市営が9戸を管理している。

まち整備課

各地域の特性に応じた都市機能や魅力向上を図り、持続可能なまちづくりの推進に取り組んでいる。

また、佐世保らしい美しく魅力ある景観づくりのため、建築物や屋外広告物等の景観誘導を進めるとともに、景観に対する市民の意識醸成を図り、まちの活性化に取り組んでいる。

なお、各事業の内容・進捗状況は、下記のとおりである。

○市街地再生推進事業

・市街地再生指導事業

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業に対する指導・助成を行っている。

〈完了地区〉

◇栄・常盤地区市街地再開発事業（名称：サンクル）

◇戸尾地区市街地再開発事業（名称：アルファ）

◇潮見地区市街地再開発事業（名称：エス・プラザ）

・駐車場政策推進事業

駐車場法等に基づき、安全で快適な歩行環境の確保や道路交通の円滑化に向け取り組んでいる。

○斜面密集市街地対策事業

本市の斜面地には、老朽家屋が狭い坂道や階段沿いに密集しているため、道路や公園などの公共施設の整備ができず、防災や住環境などの面で様々な問題を提起している。このため、居住環境整備の基礎的調査を実施し、市街地の安全確保など様々な面から整備が必要な地区を抽出した。

この中で、平成 13 年度から斜面地を多く含む 4 地区をモデル地区として設定し、住み続けられるまちをつくるために、地元まちづくり協議会との協働により地元の方々との意見交換を重ねながら事業推進を図っている。

平成 16 年度に戸尾・松川地区と矢岳・今福地区、平成 17 年度に福田・中通地区と東山地区において、国より整備計画の大臣承認を受けた。

その後、平成 18 年度に矢岳・今福地区、平成 19 年度に福田・中通地区と東山地区、平成 21 年度に戸尾・松川地区が国より事業計画の大臣同意を得られたことから、道路等の公共施設整備に向け事業を推進している。

平成 22 年度に矢岳・今福地区の主要生活道路の整備に着手し、平成 28 年度に完成した。平成 24 年度に東山地区の主要生活道路に着手し、令和 5 年度に完成した。平成 25 年度に戸尾・松川地区の生活道路、平成 28 年度に福田・中通地区の主要生

活道路の整備に着手している。矢岳・今福地区については、主要生活道路の完成を受けて、令和2年度から効率的かつ即効性のある新たな道路整備手法として車みち整備事業に着手している。

○景観形成事業

・景観形成推進事業

平成22年度に景観計画の策定及び景観条例を制定し、事前協議や届出等の運用により、佐世保らしい個性と魅力ある景観形成に取り組んでいる。また、良好な景観形成のため特に重要な地区を「重点景観計画区域」として選定している。これまでに黒島地区（平成25年9月）、三川内山地区（平成30年12月）、針尾送信所地区（令和3年1月）の重点景観計画を策定しており、現在はハウステンボス周辺地区の計画策定に向けて取り組んでいる。

また、大切にしたい特色ある身近なまちの景観を「させば景観100選」として選定し、市ホームページや小冊子を作成している。また、SNSを活用したフォトイベント等により、啓発活動に取り組んでいる。

そのほか、市内の工業高校で土木・建築を学ぶ高校生や佐世保市の技術職員を対象に、景観啓発の一環として講習会を実施している。

・屋外広告物対策事業

平成28年4月の中核市移行に伴い、屋外広告物条例を制定し、条例に基づく屋外広告物の許可等を通じて、良好な景観形成、公衆に対する危害防止を推進している。

○住居表示等整備事業

日常生活で不便や支障をなくし、合理的でわかりやすくするために、昭和38年度から住居表示整備事業を行っている。

公園緑地課

佐世保市には現在、438カ所、514.23haの公園がある。このうち開設している公園は435カ所、424.92haで市民1人当たり17.47㎡である。

また、自然公園の園地は、西海国立公園（鹿子前園地ほか）や北松県立公園（白岳自然公園ほか）等19カ所、108.82haである。

（注）人口は、令和2年度国勢調査の数値を使用

今年度は、公園施設に関する日常管理と計画的な更新などのPDCAサイクルの徹底化を図るとともに、公園施設情報を効率的に管理するため、公園管理システムの導入を予定している。また、公園の機能分担を目的として、陽光台第二公園と美崎が丘第一公園の整備を予定している。

1. 令和6年度整備状況

卸本町第一公園の再整備や長寿命化計画に基づく公園施設の更新、定期点検等に基づく維持・修繕を実施した。

2. 都市公園等総括表

R7.4.1 現在

公園種別		公園等総括		都市計画決定公園		開設公園	
		箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
住基 区公 園	街区公園	368	54.58	103	22.93	367	53.98
	近隣公園	13	24.4	10	20.5	13	21.4
	地区公園	6	37.7	4	27.6	6	37.6
都基 市公 園	総合公園	4	52.3	4	54.3	4	51.6
	運動公園	2	38.7	1	17.8	2	38.7
特殊 公園	風致公園	27	278.3	4	220.5	26	196.9
	歴史公園	1	0.5	1	0.5	0	0
	墓園	1	21.6	1	21.6	1	18.7
	その他	4	4.7	0	0.0	4	4.7
都市緑地		12	1.45	2	0.7	12	1.34
計		438	514.23	130	386.43	435	424.92
自然公園及び園地		19	108.82				

3. 施設整備系の業務

○業務内容

- ・公園及び緑地の設計、施工及び監督に関すること。
- ・他の所管に係る受託工事の計画、設計、施工及び監督に関すること。

(公園施設をはじめ、他部局及び部内から依頼された土木・造園部門の委託業務、工事の発注、施工監督を行っている。)

○令和6年度の発注業務（実績）

- ・主な発注工事として、卸本町第一公園整備工事、清水中学校舗装工事、直谷住宅建替2期舗装工事、江迎地区複合施設舗装工事、佐世保市消防団第8分団平松分駐所敷地整備工事、防火水槽の新設工事など33件、また施設整備に伴う外構実施設計業務として5件の業務を行った。（請負金額：275,764千円）

開発指導室

都市の健全で秩序ある発展を図るために、「都市計画法」に定める基準に適合させることが重要である。また、危険な盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、「宅地造成及び特定盛土等規制法」により規制を行う。

1. 都市計画法に基づく開発行為等

(単位：件)

内 容	R2	R3	R4	R5	R6
開発行為事前審査	20	15	11	8	6
開発行為の許可（29条）	16	21	10	5	11
市街化調整区域における建築物の新築（43条）	49	113	58	23	30
宅地造成及び特定盛土等規制法の許可	6	5	13	7	4

建築指導課

建築基準法や各種法令に基づき適合させることにより、市民が安全で快適に暮らしやすい住環境の確保を目指す。

1. 年度別建築行政事務許認可等実績表

(単位：件)

内 容		R2	R3	R4	R5	R6	
確 認 ・ 検 査	確認申請確認件数 ()は計画変更件数	建築物	496(49)	602(42)	519(41)	382(32)	289(26)
		工作物	26(1)	28(2)	34(1)	33(0)	23(0)
		昇降機等	17(0)	6(0)	7(0)	2(0)	4(0)
	計画通知確認件数 ()は計画変更件数	建築物	20(0)	20(1)	23(0)	9(1)	16(2)
		工作物	1(0)	0(0)	3(0)	4(0)	2(0)
		昇降機等	3(0)	10(0)	8(0)	9(0)	2(0)
	中間検査	建築物	11	10	4	3	5
	完了検査 (確認申請物件)	建築物	491	544	525	397	279
		工作物	11	25	30	42	32
		昇降機等	16	9	8	2	4
	完了検査 (計画通知物件)	建築物	19	14	17	18	13
		工作物	1	1	0	1	5
昇降機等		3	5	8	9	6	
許 可	用途規制(48条)	0	1	0	1	0	
	仮設建築物等(85条)	7	10	21	6	4	
	接道(法43条2項2号)	14	19	15	20	7	
道路の位置指定(42条1項5号)		11	14	11	13	7	
台帳記載証明		102	203	110	215	224	
報 告	特殊建築物の定期報告	41	102	39	53	95	
	建築設備の定期報告	153	197	179	187	194	
	防火設備の定期報告	120	131	123	126	135	
	昇降機等の定期報告	1,445	1,466	1,467	1,467	1,477	
特殊建築物の防災指導		32	28	16	11	9	
認 定	建築物の仮使用	1	1	1	1	2	
	一団地の建築物	1	3	1	1	0	

※()内の計画変更の件数については、外数として件数を整理している

2. 公開聴聞会・建築審査会の開催回数及び取扱件数

許可を受ける内容に応じて、近隣住民から意見を聴取する「公開聴聞会」や有識者へ諮問する「建築審査会」を開催している。

内 容	R2	R3	R4	R5	R6
公開聴聞会回数	0	1	0	1	0
建築審査会回数	3	3	3	4	2
建築審査会取扱件数	14	18	20	23	7

3. 建築物にかかる各種認定等

(単位：件)

内 容	R2	R3	R4	R5	R6
長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅認定 ※()は変更認定の件数 (外数)	98 (19)	216 (9)	261 (14)	205 (35)	184 (36)
都市計画法に基づく地区計画区域内の行為に関する届出	10	182	154	105	97
建築物省エネルギー法に基づく認定	2	0	6	4	2
都市の低炭素化促進法に基づく認定	8	16	7	0	0
長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出	38	33	19	24	15
建築物省エネルギー法に基づく届出・適合性判定	55	41	34	18	35
佐世保市中高層建築物等建築指導要綱に基づく届出	15	16	19	14	15

4. 令和6年度申請等による歳入状況

項 目	金額 (千円)	備考 (主な申請内訳)
確認申請等手数料	13,955	確認及び完了検査等
許可・認定手数料	4,148	建築許可、承認・認定、長期優良住宅計画認定及び建築物省エネ認定等
その他手数料	418	各種証明及び道路の位置指定等
合 計	18,521	

5. その他

上記以外に、下記の支援事業や建設リサイクル法に伴う届出等の業務に従事している。

○佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業 (木造戸建住宅の耐震化)

令和6年度実績 耐震診断5件

営繕課

本課は、市が所有している公共の建物について、新築・増築・改修工事に関する調査、計画、設計、工事監理の業務を行っている。

建築工事のうち、一般の公共施設に関する工事では、令和5年度から継続している「佐世保競輪場 新メインスタンド（仮称）新築工事」、令和6年度から継続している「佐世保市中央消防署 日宇出張所移転新築工事」、「佐世保市西消防署 小値賀出張所移転新築工事」が本年度中の完成を予定している。また、令和7年度は「世知原地区コミュニティセンター外壁・屋上防水改修工事」、「国際ターミナル、鯨瀬ターミナル内部改修工事」などを予定している。

学校施設に関しては、令和6年度から継続している「清水中学校（既存）校舎解体工事」が本年度中の完了を予定している。また、令和7年度は、「柚木中学校外壁改修工事」、「船越小学校屋上防水改修工事」、「相浦西小学校屋外非常階段改修工事」などを予定している。

公営住宅では、令和6年度から継続している「花高1住宅2番館建替工事」、「泉福寺住宅6号館外壁・屋上防水改修工事」が本年度中の完成を予定しており、「新田住宅3-1棟ほか2棟解体工事」も本年度中の完了を予定している。また、令和7年度は、「鹿町新田住宅建替（第2期）工事」、「赤崎住宅4号館外壁・屋上防水改修工事」などを予定している。

設備工事では、建築工事に関わる電気・空調・給排水などの設備工事に加え、設備単独での工事として、「水産センター屋外FRP水槽設置工事」、「九十九島水族館中央監視制御設備改修工事」、「佐世保競輪場構内配電線路改修工事」などを予定している。また、小中学校の特別教室（21校）、と畜場セリ室、青果市場管理棟事務室などの空調設備工事、消防局本庁舎、環境センター管理棟の照明設備工事、市内公園のトイレや外灯照明のLED化改修工事及び「十郎原住宅1番館エレベーター改修工事」などを予定している。

令和7年度の工事及び業務委託の発注見込みは次のとおり。

建 築	58件	2,334,717（千円）
設 備	48件	1,154,168（千円）
合 計	106件	3,488,885（千円）

令和7年度 営繕工事発注予定

[凡例] RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造
SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 W:木造

(2千万円以上の工事)

工事名	工種	工事概要
宇久教職員(エビスが丘)住宅改築工事	建・電・管	S造2階建、2棟計552㎡の職員住宅建築工事
宇久衛生センター外部改修工事	建築一式	RC造3階建、外壁及び屋根改修面積約1,450㎡
総合グラウンド陸上競技場北側スタンド外部改修工事	建築一式	RC造2階建、外壁及び屋根改修面積約936㎡
山暖簾外部(北側)改修工事	建築一式	RC造(一部S造)2階建、外壁及び軒裏改修面積約830㎡
小佐々スポーツセンター外壁改修工事	塗装	RC造(一部S造)2階建、外壁改修面積約2,115㎡
世知原地区コミュニティセンター外壁改修工事	塗装	RC造3階建、外壁改修面積約1,700㎡
十郎原住宅3番館外壁改修工事	塗装	RC造6階建、外壁改修面積約12,250㎡
赤崎住宅4号館外壁改修工事	塗装	RC造6階建、外壁改修面積約3,200㎡
柚木中学校15棟外1棟外壁等改修工事	塗装	RC造2階建、外壁及び屋根改修面積約2,468㎡
船越小学校1棟外壁改修工事	塗装	RC造3階建、外壁改修面積約1,113㎡
十郎原住宅3番館屋上防水改修工事	防水	RC造6階建、屋上防水改修面積約1,740㎡
東山住宅解体工事	解体	RC造4階建、延べ床面積約2,160㎡(計2棟)
畑崎住宅解体工事	解体	W造平屋建、延べ床面積約650㎡(計6棟)
旧天神幼稚園園舎解体工事	解体	S造平屋建、延べ床面積約720㎡
早岐中学校外4校特別教室空調設備整備(機械設備)工事	建・電・管	理科室、音楽室空調設備整備
大野中学校外3校特別教室空調設備整備(機械設備)工事	建・電・管	理科室、音楽室空調設備整備
船越小学校外5校特別教室空調設備整備(機械設備)工事	建・電・管	理科室、音楽室空調設備整備
三川内中学校外5校特別教室空調設備整備(機械設備)工事	建・電・管	理科室、音楽室空調設備整備
消防局本庁舎照明設備改修工事	電気	庁舎照明LED化
佐世保競輪場構内配電線路設備改修工事	電気	構内埋設配電線路系統布設替え
水族館中央監視装置改修工事	電気	空調中央監視設備改修
公園照明LED化改修工事	電気	外灯、トイレ照明LED化
環境センター管理棟照明設備改修工事	電気	管理棟照明LED化
十郎原住宅1番館エレベーター改修工事	機械器具設置	昇降機設備 9人乗1基
水産センター機能強化屋外FRP水槽設置工事	機械器具設置	海水FRP水槽設置 2.4㎡×30槽

地籍調査課

地籍調査事業は、国土調査法に基づく事業であり、正確な土地情報の整備を行うために、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査するとともに、境界の位置及び面積を測量し、その成果として地籍簿と地籍図を作成する。地籍簿と地籍図は、法務局（登記所）へ送付され、地籍簿を基に登記簿が修正されるとともに、地籍図が地図として備え付けられる。

佐世保市（旧市内）では、昭和 53 年度から昭和 56 年度まで宮津町・長畑町の全域、奥山町の一部で事業を実施したが、昭和 57 年度から休止し、平成 24 年度に約 30 年ぶりに再開した。

合併した吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町の各旧町においては、既に調査が完了している。

1. 令和 7 年度 地籍調査実施区域

地区名	面積	該当する町名	主な作業内容
大黒第一東山地区	0.49km ²	稻荷町・大黒町・東山町の一部	成果作成業務
大和第二地区	0.35km ²	大和町の一部	成果作成業務
日宇第一地区	0.49km ²	日宇町・大和町の一部	測量業務
日宇第二地区	0.63km ²	日宇町の一部	測量業務
天神第二地区	0.13km ²	天神町・天神四丁目の一部	測量業務
日宇第三地区	0.62km ²	日宇町・黒髪町の一部	立会業務
黒髪第一地区	0.41km ²	黒髪町の一部	立会業務
奥山第二地区	0.75km ²	奥山町の一部	立会業務

2. 佐世保市の地籍調査実施状況

R7.4.1 現在

区分（旧市・町）	対象面積	実施済面積	進捗率	実施時期
旧吉井町	27.37km ²	27.37km ²	100%	S49～S58
旧世知原町	24.56km ²	24.56km ²	100%	S47～S58
旧小佐々町	30.65km ²	30.65km ²	100%	S42～S51
旧江迎町	31.98km ²	31.98km ²	100%	S48～S60
旧鹿町町	29.24km ²	29.24km ²	100%	S47～S56
旧佐世保市	242.34km ²	4.15km ²	1.7%	S53～S56
		7.18km ²	3.0%	H24～
旧宇久町	26.37km ²	0km ²	0%	未実施
佐世保市（全体）	412.51km ²	155.13km ²	37.6%	S42～

土 木 部

土木政策課・土木管理課

令和7年4月1日現在、市道認定路線は4,098本(1,821.5km)、その内、供用路線は4,081路線、実延長1,797.6kmで、舗装率は98.3%に達している。

また、河川は、準用河川23河川、延長18.1km、普通河川738河川、延長450.1kmで、その他に公簿上の水路(青線)も管理している。

1. 佐世保市内の道路(国道、県道、市道)・橋梁・トンネルの概況

区 分	道 路				橋 梁	トンネル
	本 数	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	橋	箇所数
一般国道 (自動車専用道路)	2	27,355.0	27,355.0	100.0	39	3
一般国道	6	82,964.6	80,050.9	96.5	88	3
県 道	23	197,851.8	194,973.3	98.5	158	9
市 道	4,098	1,797,580.1	1,767,623.8	98.3	1,086	8
計	4,129	2,105,751.5	2,070,003.0	98.3	1,371	23

※国県道は、令和6年4月1日の数値

2. 地下道の設置状況

(単位 千円)

箇 所	道路別	延長(m)	幅員(m)	完成年度	建 設 費	財 源 内 訳
大野横断 地下道	国道	42.2	2.4~5.3	H24.3	85,239	国 費 55,405 県 費 29,834

3. 佐世保市内の国道・県道路線の現況

道路種別	路線名	起 点	終 点	実延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
一般国道 (自動車専用道路)	497号(西九州自動車道)	木原町	下本山町	23,757.0	23,757.0	100.0
	西海パールライン有料道路	指方町	針尾東町	3,598.0	3,598.0	100.0
一般国道	35号	木原町	八幡町	17,621.0	17,621.0	100.0
	205号	大塔町	長畑町	10,424.0	10,424.0	100.0
	202号	田の浦町	針尾東町	17,129.0	17,129.0	100.0
	204号	八幡町	江迎町	23,877.7	23,877.7	100.0
	384号	戸尾町	万津町	483.0	483.0	100.0
	498号	瀬戸越町	潜木町	13,429.9	10,516.2	78.3
主要地方道	1 佐世保嬉野線	三川内本町	新行江町	2,684.1	2,684.1	100.0
	11 佐世保日野松浦線	千尽町	世知原町	29,683.3	29,379.3	99.0
	18 佐々鹿町江迎線	小佐々町	小佐々町	28,433.1	28,433.1	100.0
	26 佐世保港線	松浦町	矢岳町	420.5	420.5	100.0
	40 佐世保吉井松浦線	皆瀬町	江迎町	11,397.3	11,397.3	100.0
	53 柚木三川内線	柚木町	三川内町	13,202.1	11,807.1	89.4
	54 栗木吉井線	潜木町	吉井町	14,646.5	14,646.5	100.0
	61 御厨田代江迎線	江迎町	江迎町	4,900.3	4,900.3	100.0
一般県道	108 曲川心野線	心野町	心野町	716.0	716.0	100.0
	139 佐世保鹿町線	木宮町	鹿町町	13,818.0	13,818.0	100.0
	141 ハウステンボス線	ハウステンボス町	ハウステンボス町	5,136.0	5,136.0	100.0
	142 重尾長畑線	重尾町	長畑町	4,013.4	4,013.4	100.0
	144 松浦江迎線	江迎町	江迎町	1,233.0	1,233.0	100.0
	147 白之浦港線	小佐々町	小佐々町	506.0	457.0	90.3
	149 俵ヶ浦日野線	俵ヶ浦町	小島町	17,250.7	17,250.7	100.0
	151 佐世保世知原線	田原町	世知原町	7,700.3	7,700.3	100.0
	160 宇久島循環線	宇久町	宇久町	18,493.6	17,501.6	94.6
	213 南風崎停車場指方線	南風崎町	指方町	1,965.5	1,965.5	100.0
	222 平瀬佐世保線	重尾町	早岐町	7,962.3	7,878.3	98.9
	227 志方江迎線	江迎町	江迎町	2,893.4	2,838.9	98.1
	228 御厨江迎線	江迎町	江迎町	4,727.4	4,727.4	100.0
	248 崎岡町早岐線	崎岡町	早岐二丁目	2,767.0	2,767.0	100.0
	258 平戸江迎線	江迎町	江迎町	3,302.0	3,302.0	100.0

※出典：長崎県道路建設課発行「令和6年度道路現況表(令和6年4月1日現在)」から抜粋

4. 国等の主な道路事業

(1) 国事業（国土交通省）

○一般国道 497 号（西九州自動車道 松浦佐々道路）

松浦佐々道路は、松浦 IC から佐々 IC に至る延長 19.1km の一般国道の自動車専用道路であり、長崎県北部地域の活性化や観光振興など、地域経済の浮揚に大きく寄与することが期待される重要な幹線道路である。本道路は平成 26 年度から事業着手され、現在、用地買収、工事が進められている。令和 7 年度には松浦 IC から平戸 IC 間が開通する予定となっており、江迎町内においてもトンネルや橋梁など大型構造物の工事が進められている。

○一般国道 205 号（針尾バイパス）

針尾バイパスは、大塔町を起点とし、南風崎町に至る延長 5.9km のバイパスで、市南部地域の慢性的な交通渋滞の緩和及び西九州自動車道へのアクセス向上などを目的とする道路である。昭和 58 年から部分的に供用開始され、平成 13 年 3 月には暫定 2 車線で全線供用されると同時に、早岐瀬戸大橋を含めた大塔町から有福町(1.3km)が 4 車線化された。

近年、針尾バイパスの交通量が増加し、走行水準も低下しているため、現在、暫定 2 車線で供用している区間(L=4.6km)の 4 車線化事業について、鋭意事業の進捗が図られている。事業区間のうち平成 23 年 3 月に有福高架橋付近から小浦橋付近までの約 1.7km 区間が、平成 25 年 8 月には小浦橋付近から江上交差点までの約 0.7km 区間の 4 車線化が完成し、令和 2 年 3 月には江上交差点の立体化が完成、令和 6 年 1 月には一般県道崎岡町早岐線のハウステンボス入口交差点への付替が完了している。

現在は、江上交差点からハウステンボス入口交差点までの 4 車線化工事が進められている。

(2) 有料道路事業（西日本高速道路株式会社）

○一般国道 497 号（西九州自動車道 佐世保道路）

西九州自動車道については、これまでミッシングリンクの解消を図ることを優先的に整備が進められ、多くの区間が暫定的に 2 車線で供用がなされていたが、特に佐々 IC から佐世保大塔 IC においては 2 車線の交通容量を大幅に上回る交通量が見られ、加えてほかの区間と比較して事故の発生割合が非常に高いなど、高速定時性、安全性の確保が課題となっていた。

高速道路の暫定 2 車線区間の課題については、平成 29 年度に国において議論が進められ、平成 30 年 3 月には高速道路の無料区間（佐々 IC から佐世保中央 IC）を将来的に有料区間とすることを前提に有料道路事業を導入し、有料区間（佐世保中央 IC から佐世保大塔 IC）と一体的に 4 車線化することが発表された。事業は平成 31 年度より西日本高速道路株式会社において進められており、令和 7 年 1 月に御本町から佐世保大塔 IC

間（L=1.5km）が、令和7年3月には佐々ICから佐世保中央IC間（L=9.9km）が完成し、この区間の管理が国土交通省から西日本高速道路株式会社に移管され、佐々ICから佐世保大塔IC間に新たな通行料金が導入された。

現在は令和9年度の全線供用を目標に、残る区間の工事が進められている。

(3) 県事業（長崎県）

○一般国道 202 号（西彼杵道路）

西彼杵道路は、大塔 IC から時津 IC に至る約 46km において長崎市から佐世保市を概ね 1 時間以内で結ぶことを目標として計画されており、長崎市と佐世保市との連携強化による産業・経済の発展、人口の定着など地域の活性化や、ハウステンボスや西海橋など観光振興の原動力として期待されている高規格道路である。これまでに、平成 10 年 11 月に江上 IC～針尾 IC 間(2.2km)が、平成 18 年 3 月には新西海橋を含めた針尾 IC～小迎 IC 間(約 2.5km)、平成 23 年 6 月には指方町～江上 IC 間(約 3.4km)、平成 25 年 3 月には小迎 IC～大串 IC 間(約 6.1km)、令和 5 年 2 月には日並 IC～時津 IC 間(約 3.4km) が供用開始されている。

○都市計画道路 春日瀬戸越線

春日町交差点を起点とし桜木町を経て、泉福寺ショッピングセンター前交差点へ至る、計画延長約 L=2 k m の道路で、佐世保市北部地区における国道の交通混雑の緩和及び住宅市街地の安全性向上や生活環境改善を目的として整備する都市計画道路である。

平成 30 年度に、街路事業として事業化し、令和 2 年度には都市計画決定され、現在、用地補償が進められている。

道路整備課、道路維持課

市道の新設・拡幅改良、舗装、道路側溝等の計画的効率的な整備と適正な維持管理を図り、市民及び来訪者の円滑・快適・安全な移動環境を提供する。

本年度は、安全・安心のまちづくりや観光振興、高齢社会への対応などに寄与する事業について重点的に進めている。

また、災害復旧事業についても事業の促進を図っている。

1. 令和6年度事業状況

道路関係

事業名	箇所数	事業費(千円)
道路新設改良（新設改良）	67	1,846,785
道路新設改良 （側溝整備、里道交付金等）	152	304,679
道路維持事業（市道・里道）	6,797	571,396
道路施設点検・計画、更新事業	90	437,352
橋梁維持事業	231	258,683
交通安全対策事業	131	44,537
水路整備事業	121	67,790
土木施設災害復旧費	187	277,926

2. 里道等整備に対する交付金の割合

市負担の割合	70%以内	災害時の場合 100%以内
町負担の割合	30%	0

3. 水路（青線を除く）整備に対する交付金の割合

市負担の割合	70%以内	災害時の場合 70%以内
町負担の割合	30%	30%

4. 交通安全対策事業

交通安全施設整備の概要

(単位 千円)

区 分	令和 6 年度実績	
	数 量	金 額
道路反射鏡等 (鏡面取替含む)	70 基	12,198
区画線等	15,943m	13,236
防護柵等	327m	7,048
道路照明灯	4 基	2,049
車線分離標	30 本	403
計		34,934

※交通安全対策特別交付金充当事業

河川課

近年、全国各地で集中豪雨等による水害や土砂災害が頻発しており、市民の防災に関する施設整備の要望が増加傾向にあることから、本市では災害の未然防止を目的とした、河川・急傾斜地・特殊地下壕の整備を計画的に推進することともに、適切な河川の維持管理、急傾斜施設の保全に努めている。

また、災害の発生により河川施設が崩壊した場合に土木施設災害復旧事業として対応をしている。

1. 令和6年度事業状況

R7.3.31 現在

事業名	箇所数	事業費(千円)
河川新設改良	118カ所	288,436
急傾斜地崩壊対策事業	92カ所	988,862
特殊地下壕対策事業	3カ所	1,751
土木施設災害復旧事業	30カ所	140,854

2. 本市の河川状況

R7.3.31 現在

区分	河川数	延長(km)	管理者	河川名
二級河川	47	158.1	長崎県	相浦川など
準用河川	23	18.1	佐世保市	真申川など
普通河川	738	450.1	〃	赤木川など
都市下水道	8	3.4	〃	中里都市下水道など
公共下水道雨水渠	28	29.1	〃	名切川など
計	844	658.8		市管理河川数797(500.7km)

3. 急傾斜地・地すべり防止区域指定箇所

急傾斜地(県指定)	217カ所
地すべり(国土交通省指定)	42〃(1,115.86ha)
小規模地すべり(県指定)	4〃(8.05ha)

4. 特殊地下壕数

340箇所

環 境 部

環境政策課、ゼロカーボンシティ推進室（準課）、環境保全課、廃棄物減量推進課、廃棄物指導課、不適正処理事案対策室（準課）、クリーン推進課、施設課、西部クリーンセンター（準課）、東部クリーンセンター（準課）、クリーンピュアとどろき（準課）、宇久環境センター（準課）

私達人類は産業革命以後、著しい経済発展と生活の質の向上を遂げてきたものの、今日ではそうした社会発展を築くための経済活動によってもたらされた環境負荷の増大により様々な環境問題に直面している。「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が訪れた」と国連のグテーレス事務総長が発言するなど、地球温暖化の進行による影響が危機的な状況であることが伝えられている。また、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみの世界的な越境問題といったものから、全国的に見られるごみの不法投棄や外来種の移入による固有種の存続の危機など、地球環境レベルから地域レベルのものまで様々であり、その対策は喫緊の課題となっている。

そうした中、佐世保市では、平成 17 年度に「佐世保市環境基本条例」を施行し、本市の環境保全に関する基本理念や基本方針を定めるとともに、その理念や方針に則り「佐世保市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策推進に努めている。

また、世界的な脱炭素の潮流や日本政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言等の社会情勢の変化を踏まえ、佐世保市では令和 4 年 2 月に 2050 年までに本市の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明。令和 5 年 3 月には佐世保市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）の改定に伴い中長期目標を設定した。

2050 年の目標達成に向けて、まずは、国が示す 2030（令和 12）年の温室効果ガス排出量削減目標 2013（平成 25）年比 46%削減を目指し、家庭・事業者・市役所のカーボンニュートラルに貢献する取り組みをより積極的に推進していく。

基本条例・計画

◎佐世保市環境基本条例（平成 17 年度施行）

佐世保市における環境の保全に関する基本理念や基本方針を明らかにしたもの。
市民や事業者・行政等各主体の役割についても規定。

◎佐世保市環境基本計画（平成8年度策定、平成19年度改定、平成24年度中間見直し、平成29年度改定、令和4年度中間見直し）

佐世保市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）、佐世保市環境教育等推進行動計画を包含している。

○一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第6条に基づくもの。「ごみ処理（計画期間 令和4年度～令和13年度）」と「生活排水処理（計画期間 令和7年度～令和16年度）」の2編からなる。

令和7年度は上記計画及びその他法令・条例等に基づいて以下のような施策・事業展開の戦略方針を掲げ事業を行う。

○ 施策・事業展開の戦略方針

- ①施策1 カーボンニュートラルの推進
- ②施策2 環境保全活動の推進
- ③施策3 ごみの減量化と適正処理の促進

○ 令和7年度に展開する主な事務事業

（ ）内はその事務事業を構成する主な中事業

① 施策1 カーボンニュートラルの推進

- ・カーボンニュートラル推進事業…市域からの温室効果ガス排出状況の把握並びに地球温暖化防止に関する啓発に努めるとともに、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出削減に向けて、ZEB化を念頭に置いた省エネ診断等を実施しつつ、今後の導入の可能性について検討を進める。また、ゼロカーボンシティ実現に向けて、国民運動「デコ活」と連動した情報発信に努めるとともに、省エネ家電購入促進や置き配の普及啓発事業などを通じて、市民・事業者等の行動変容を促す機会の創出を図る。

② 施策2 環境保全活動の推進

- ・エコライフ推進事業（環境基本計画推進事業）…本市ならではの望ましい環境像「豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち」の実現に向けて、環境基本計画に掲げる施策の推進及び進捗管理を行う。
- ・エコライフ推進事業（環境教育・環境学習推進事業）…佐世保市地球温暖化防止活動推進センター「させぼエコラボ」を拠点として、市民・事業者・学校・環境団体などの多様な主体を対象に、これまでの対面に加えWEB講座

を中心とする環境教育デジタルサービスを提供することで、エコライフ・エコオフィス実践者の増加に努める。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、啓発動画や講座、イベント等を通じた積極的な情報発信を行う。

- ・エコライフ推進事業（生物多様性推進事業）…希少野生生物の生息状況の把握、開発行為における自然環境保全への配慮に関する指導助言、自然観察会等を通じた市民への啓発を行い、良好な自然環境と生物多様性の保全を図る。
- ・公害等対策事業…水質、大気、騒音、振動、悪臭による環境負荷を低減し、身近な生活環境を保全する。
- ・浄化槽設置促進事業（浄化槽補助事業）…下水道全体計画区域外における浄化槽設置促進を図る。

② 施策3 ごみの減量化と適正処理の促進

- ・一般廃棄物処理計画推進事業…令和4年度に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、廃プラスチック製品のリサイクルについて検討を行う。また、災害に伴って発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、部内の体制や民間事業者との連携体制を強化する。
- ・減量リサイクル推進事業（家庭系ごみ適正排出等推進事業）…家庭系ごみ2段階有料化制度導入以降、市民の理解と協力により減量化が図られている。今後は、市民や議会などの意見や要望を踏まえ、制度のあり方について検討を深める。
- ・適正排出啓発事業…循環型社会の形成を目指した4Rの取り組みの1つとしてリユース（Reuse）に着目し、リユース事業者との連携やペットボトルの水平リサイクルを推進することで、ごみの減量化・資源化を図る。また、事業系ごみの排出量は平成19年度から減少しつつあるものの、今後とも、事業者への指導、啓発に努めるとともに、事業系ごみの資源化の促進を図る。更に本来まだ飲食可能な状態で廃棄されている食品の削減を図るため、市内の飲食店等に対して、引き続き食品ロスの指導啓発を行う他、フードバンク事業者と連携し、「フードドライブ活動」の推進に取り組んでいく。
- ・廃棄物処理監視指導事業（廃棄物適正処理推進事業）…廃棄物処理業等の許可・登録を厳正に行うとともに、廃棄物処理許可業者等による廃棄物の不適

正処理を防止するため、立入検査、指導等を行う。また、PCB廃棄物に対しては、処分期限までの適正処理の推進、指導を行う。

- ・ごみ処理施設運営事業…焼却・破碎・資源化施設及び中継施設、最終処分場の機能を維持し安定的かつ効率的な運営を行うため、計画的に施設の整備・運営を行う。また、現最終処分場が令和16年度途中で埋立完了見込みであるため、新たな最終処分場建設（拡張）に向けた地域計画の策定、基本計画の検討を行う。
- ・し尿処理施設運営事業…し尿処理施設の機能を維持し安定的かつ効率的な運営を行うため、計画的に施設の整備・運営を行う。

1. ごみ処理手数料

R1.10.1 改定

種類	区分	手数料	備考
ごみ処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき	重量 50 キログラムにつき 450 円 (50 キログラム未満は、50 キログラムとして計算する。) ただし、50 キログラムを超える部分については 10 キログラムにつき 90 円を加算する。	ただし、次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。 1 家庭系指定ごみ袋に入れてある家庭系廃棄物 2 再生資源になるものとして、市長が定めるもの
	粗大ごみ（家庭系廃棄物のうち規則で定めるごみ）について市に収集、運搬、処分を依頼したとき	重量、形状及び処理の困難性等を勘案し、1,560 円以内で品目ごとに規則で定める額。ただし、粗大ごみの屋内からの搬出を求める場合は、別途 1 回当たり 520 円を徴収する。	粗大ごみの屋内からの搬出を求めることができる者とは、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあって、かつ、他の者の協力が得られないものをいう。
	粗大ごみ、資源物を除く家庭系廃棄物。ただし、市長が特に定める場合を除く。	家庭系指定ごみ袋 大 45 リットル 210 円/枚 中 30 リットル 140 円/枚 小 15 リットル 70 円/枚 ミニ 7.5 リットル 35 円/枚	ただし、補助券を引き渡して購入された家庭系指定ごみ袋は、指定ごみ袋用証紙によるごみ処理手数料を徴収したものとみなす。
動物死体処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき	1 体につき 210 円	
	市に収集、運搬、処分を依頼したとき	1 体につき 640 円	

2. し尿収集運搬料金基準額

R7.4.1 改定

区分	金額
従量制料金	イ 宇久地区以外 18 リットルごとに 255 円 ロ 宇久地区 18 リットルごとに 210 円
特別加算料金	ホース 3 本 (60 メートル) を超える場合、1 本につき 65 円

3. ごみ・し尿処理状況

R7.3.31 現在

区 分		ご み		し 尿		
市 域	人 口	231,017		231,017		
	世 帯	119,457		119,457		
収 集	人 口	231,017		44,524		
	世 帯	119,457		-		
運 営 方 法		直 営 ・ 委 託		許 可 業 者 (6 社)		
収 集 回 数		可 燃 ご み 週 2 回		1 カ 月 1 回 程 度		
		資 源 物 月 2 回				
		不 燃 ご み 月 1 回				
施 設 搬 入 総 量		76,213		収 集、処 理 量	109,327	
焼 却 量		69,124		内 訳	し 尿	68,611
埋 立 量		4,156			浄 化 槽 汚 泥	40,716
資 源 化 量		9,421				
保 有 車 両		登 録 車 両	施 設 内 車 両			
	普 通 車	8				
	軽 自 動 車	47				
	パ ッ カ ー 車 (Wキ ャ ブ)	5				
	パ ッ カ ー 車 (Sキ ャ ブ)	13	1			
	深 ボ デ ィ ダ ン プ	1	2			
	Wキ ャ ブ ダ ン プ	2				
	軽 ダ ン プ	6				
	ロ ー ダ ー シ ョ ベ ル 等		1			
	シ ョ ベ ル カ ー 等		1			
	フ ォ ー ク リ フ ト		5			
	バ イ ク	1	2			
	ミ ニ カ ー	1				
	ウ イ ン グ 車	1				

4. ごみ処理施設

	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所在地	下本山町2番地1	大塔町1036番地 1
建設年月日	令和2年3月27日	平成13年 1 月9日
改修年月日		平成31年3月19日
型式	全連続燃焼式（ストカ方式）	全連続燃焼式（ストカ方式）
敷地面積	約23,300㎡	29,420㎡
建設費	13,409,772千円	10,611,611千円
改修費		2,118,366千円
処理能力	55t/24h×2基	100t/24h×2基
発電能力	2,420 kW	2,085 kW
施設の内容	工場棟 受付棟 計量棟 ストックヤード棟 (資源物置場) 破碎選別施設 14 t /5 h 缶類圧縮選別施設 1 t /5 h ペットボトル圧縮梱包施設 2 t /5 h	工場棟 管理棟 計量棟 車庫棟

積替保管施設

	宇久ストックヤード
所在地	宇久町平5272番4外
建設年月日	令和2年8月11日
敷地面積	約3,100㎡
建設費	208,177 千円
改修費	
保管能力	272m ³
施設の内容	ストックヤード棟、車庫棟

5. 一般廃棄物最終処分場・浸出水処理施設

	佐世保市一般廃棄物 最終処分場	同左浸出水 処理施設	宇久一般廃棄 物最終処分場	同左浸出水 処理施設
所在地	下本山町2番 7 外	下本山町29番 4 外	宇久町平5262番地外	
建設年月日	平成14年 8月19日	平成14年 9月17日	平成14年3月29日	
埋立容量	275,000m ³	処理 能力 200m ³ /24h	9,000m ³	処理 能力 20m ³ /24h
敷地面積	24,000m ²	3,407m ²	21,000m ²	
建設費	3,374,335千円	2,123,928千円	628,399千円	

6. し尿処理施設

	クリーンピュアとどろき	宇久衛生センター
所在地	天神町1631番地11	宇久町大久保923番地
建設年月日	平成18年3月15日	平成11年12月15日
型式	高負荷脱窒素処理方式 ＋下水道放流	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 ＋高度処理
敷地面積	8,052m ²	4,637m ²
建設費	4,727,748千円	675,619千円
処理能力	260kl/24h	し尿 7kl/24h 浄化槽汚泥 1kl/24h
施設の内容	処理棟 車庫・倉庫棟 トラックスケール棟	処理棟

7. 市民利用施設

	エコスパ佐世保
所在地	大塔町1036番地 1
供用開始日	平成17年 1月11日
敷地面積	10,124m ²
建物面積	1,999.42m ²
建設費	1,149,324千円
管理運営	指定管理者
施設の内容	25m温水プール 小プール ジャグジー 浴場 採暖室 露天風呂 多目的風呂 トレーニングルーム

8. 令和6年度公害苦情発生件数

種別 月	大気	水質	土壌	騒音	振動	地盤	悪臭	不法 投棄	その他	計
4	0	2	0	3	0	0	0	5	1	11
5	5	2	0	1	0	0	5	5	0	18
6	6	0	0	0	0	0	0	3	0	9
7	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
8	0	2	0	1	0	0	0	1	0	4
9	3	0	0	0	0	0	1	4	0	8
10	2	0	0	5	0	0	1	5	0	13
11	1	0	0	1	0	0	1	1	0	4
12	4	3	0	0	0	0	0	4	0	11
1	7	1	0	3	0	0	0	5	0	16
2	1	0	0	2	0	0	0	5	0	8
3	2	0	0	1	0	0	1	3	0	7
計	32	11	0	18	0	0	9	41	1	112

水 道 局

水 道

1. 沿 革

本市の水道は、明治 38 年 8 月創設、明治 39 年には旧海軍水道の浄水分与を前提として、市独自の配水管の布設に着手し、明治 40 年 9 月、市民待望の水道管による給水が開始された。ついで大正 15 年山の田浄水場を、昭和 15 年には菰田ダムを築造し、創設以来 30 余年を経て、ようやく市の運営による一連の水道施設が完成した。

また、次々と拡張を重ねた旧軍施設は、昭和 20 年の終戦を機に市に移管され、昭和 25 年に制定された旧軍港市転換法に基づき、その全施設は市に無償譲渡されることになった。終戦後の水需要は駐留軍や戦災復興のため水の使用量が激増し、水源の不足をきたしていたので、昭和 25 年第 5 期拡張事業を起し、昭和 31 年川谷ダムが完成した。さらに、地形的条件による出水不良の解消や、給水区域拡大に応ずる対策が次の重要課題となり、昭和 30 年に第 6 期拡張事業を起し、昭和 36 年に完成、この事業で地形に応じた給水を目指し、低部・高部の二給水系統を確立した。

その後の産業の発展、市街地の拡大、生活水準の向上は水需要の増大をもたらし、さらなる水源開発が必要となり、昭和 40 年下の原ダム建設を主体とした第 7 期拡張事業を起して、昭和 45 年度に全事業を完成、福石町を境に南北両水源系統に分け、総合的配水形態を整えるとともに、低部（標高 50m まで）、高部（標高 85m まで）、高々部（標高 100m まで）の三給水系統を確立した。

続いて、市域内での水源開発は限界に達していたため、昭和 45 年度から第 8 期拡張事業を起し、行政区域を異にする川棚町に新水源を求め、川棚川から広田浄水場まで導水管を布設し、昭和 49 年に全事業の完成をみた。

また、給水区域の拡張としては、昭和 49 年度に俵ヶ浦半島、花高団地及び松瀬高々部地区の給水施設を完成、昭和 54 年度には水源に乏しく慢性的水不足に悩む浅子・高島地区にも海底水道管を布設した。さらに昭和 56 年度から 4 カ年計画で、針尾、江上地区の拡張工事を施工し、昭和 63 年度からは、中里・皆瀬地区一帯の拡張工事に着手し、平成元年度に完成した。

また、平成 6 年の大渇水をうけて、短期対策として平成 8 年度に川棚川暫定豊水取水施設等を完成させ、平成 15 年度から市内各ダムの能力不足を解消するため、中期対策として下の原ダムの嵩上げ工事に着手し、平成 18 年度に全国初の水利権が許可された渇水対策容量を持ったダムとして完成した。

現在、本市の慢性的な水源不足を抜本的に解消し、将来にわたって安定給水を図るため、第 9 期拡張事業（石木ダム建設事業等）を起し、その推進を図っている。

2. 現状と課題

(1) 水源不足と地域格差

佐世保市は、市域内に平野部が少なく大きな河川が存在しないなどの地勢的要因からもともと水源に恵まれておらず、市制施行以来、慢性的な水源不足に悩まされている。平成元年以降だけでも、全国最長の給水制限となった平成6～7年にかけての大渇水をはじめ、平成17年度、平成19年度にも給水制限を実施し、近年では平成30年度、令和3年度及び令和4年度に渇水への対応を余儀なくされるなど、依然として慢性的な水源不足の解消は本市の最重要課題となっている。

さらに昨今の新型コロナウイルスへの対応にあるような、感染症予防における日常の手洗いうがいなどの清潔保持が重要視されているなかで、これらを支える水道の安定供給が滞ることは、市民の生命、健康を守る観点からも許されず、水源不足の早期解消が必要である。

また、北部エリアについても水源不足の状況にあり、特に渇水時において小佐々地区のみが給水制限期間を延長するなど、佐世保地区との給水サービスに格差が生じている状況にあり、地域格差の解消が課題となっている。

(2) 水道施設の老朽化

本市は起伏が多い特徴的な地形をしており、山々の中腹にあたる斜面地にも多くの住宅が存在することから、斜面地の高いエリアに給水するためのポンプ施設や配水池等の施設を整備する必要があると、一般的な他都市と比べると人口に対して多くの水道施設を保有している。

また、本市の水道施設の多くは昭和の高度成長期に急速に整備されたものであり老朽化が進行している。さらに、本市水道は、山の田ダムや転石ダムなど、戦前に旧海軍が整備した施設の譲渡を受けて現在も運用している施設も存在している。そのため、今後多くの施設が老朽化の進行とともに更新時期を迎える。

そのようななか、将来的に人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、多くの施設を維持していかなければならず、老朽化施設の更新需要への対応が今後の大きな課題である。

(3) 自然災害の多発化

昨今の異常気象により、これまでに経験したことのない自然災害の発生が増えてきており、平成28年1月には大寒波により個人所有の給水管が同時多発的に破裂して大規模な断水を招いたが、令和4年1月の寒波時においては、早めから広報等を行い、結果として、面的断水を伴う破裂等は発生しなかった。

また、個人所有の給水管が同時多発的に破裂して大規模な断水を招いたほか、令和元年8月には、局地的な集中豪雨により鹿町地区の歌ヶ浦浄水場が冠水して、浄水機能が停止するという災害が発生した。令和2年7月に発生した豪雨では、牧の地

地区（小川内町）で発生した地すべりにより、配水管が破断したため配水が停止するという災害が発生した。

このような異常気象に伴う施設災害の多発化に対する危機管理対策は従前にも増して大きな課題である。

佐世保市水道局では、これらの課題に的確に対応し、厳しい事業環境の中においても安全で安心な水の安定供給を確保するとともに、健全な事業経営を持続させるため、以下の施策を実施している。

3. 主な重点施策

本市水道事業のマスタープランである「佐世保市水道ビジョン2020」は、水道法に基づき将来を見据えた長期的な視点から本市水道事業の将来像や方向性を明示したものであり、今後の具体的な取組を優先順位に基づき提示している。

まず、水源確保や水質保持等の安全安心な水を届けることを最優先項目として位置付けており、次に、更新需要の縮減や平準化等の将来を見据えた健全な事業経営の持続のための取組を推進していくこととしている。そして、事業実施にあたっては、市民の皆様から信頼されることを目指して、情報発信等の取組を行うこととしている。

主な取組の内容は下記のとおり。

【① 慢性的な水源不足と地域格差の解消】

水源不足の抜本的解消策として石木ダムの建設（事業主体：長崎県）に取り組んでいる。これまでに8割以上の移転補償契約を締結しており、現在は、石木ダム本体工事（基礎掘削工事）及び県道等の付替道路工事が進められている。

また、地域格差の解消については、特に格差が大きい小佐々地区を優先して佐世保地区と水道管を連結し給水サービスの格差解消を図ることとしており、令和4年度から工事に着手している。（令和11年度事業完了予定）

【② 更新需要への対応（経営戦略）】

今後の施設の老朽化に伴う更新需要を縮減・平準化し、市民負担の最小化を図りながら安全で確実な水道サービスを提供していくことを目的とした経営戦略の策定（見直し）を進めている。

経営戦略では、施設の長寿命化等によるライフサイクルの延伸、積極的な統廃合による施設数の削減、人口減少に適合した施設のダウンサイジング等によるアセットマネジメントの手法を取り入れて、更新需要の縮減を図り、中長期的視点で事業の実施時期の調整を行うなど、費用負担の平準化を図った事業計画を策定する。また、リスクマネジメントの充実化を含めた実践体制の整備を行い、今後の事業環境の変化に的確に対応しながら、水道供給の安全・安心と健全な事業経営の長期的な持続を図ることとしている。

【③危機管理による渇水や災害への備え】

異常気象の影響により、本市域内においても集中的に雨が降る時期と雨がほとんど降らない時期の二極化や、一部の地域だけに雨が降る局地化などが、進んでおり、渇水や集中豪雨などの災害のリスクが大きくなることが懸念される

渇水対策については、本市は未だ慢性的な水源不足であることから、中長期的な降雨予測に基づき可能な限り早期に渇水の兆候を捉え、早い段階から渇水対策を講ずることで、給水制限の実施を遅らせて、渇水の影響の最小化に努めている。

豪雨災害等への対応については、本市は急傾斜地が多い斜面都市で地滑り等のリスクが高いことから、過去の事例や全国の事例を踏まえて、危機管理体制の強化を図っているところである。

4. 水道料金表（1カ月につき）

H22. 4. 1 改定

用途別	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
	基本水量	金額	水量	金額
一般専用 または共用	10 m ³ まで	円 1,484	10 m ³ を超え 20 m ³ まで 20 m ³ を超え 50 m ³ まで 50 m ³ を超え 100 m ³ まで 100 m ³ を超え 200 m ³ まで 200 m ³ を超え 500 m ³ まで 500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	円 233 253 273 302 305 309 312
	ただし、5 m ³ まで	864	1,000 m ³ を超えるもの	
公衆浴場用	100 m ³ まで	3,923	100 m ³ を超えるもの	60
私設消火栓	演習1回(10分間以内)につき	2,935		

上記表により算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

5. 加入金

H9. 4. 1 改定

水道メーター及び遠隔指示メーターの口径（mm）	加入金（円）
13	30,000
20	70,000
25	110,000
40	330,000
50	520,000
75	1,300,000
100	2,400,000
150	6,000,000
200以上	管理者が別に定める

上記表の額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

6. 水道料金収入状況

(単位 千円)

区 分	令和5年度決算	令和6年度決算見込	令和7年度当初予算
一 般	5,311,818	5,293,340	5,262,080
公 衆 浴 場	312	306	277
合 計	5,312,130	5,293,646	5,262,357

7. 水道事業会計収支状況

(単位 千円)

区 分	令和5年度決算	令和6年度決算見込	令和7年度当初予算
営 業 収 益	5,405,590	5,398,999	5,372,409
(上記中) 給水収益	5,312,130	5,293,646	5,262,357
営 業 外 収 益	706,362	709,384	684,520
特 別 利 益	19,924	11,021	54,284
計	6,131,876	6,119,404	6,111,213
営 業 費 用	5,301,400	5,584,478	5,826,481
営 業 外 費 用	461,558	441,376	451,946
特 別 損 失	3,016	1,044	3,027
予 備 費	0	0	18,182
計	5,765,974	6,026,898	6,299,636
損 (△) 益	365,902	92,506	△188,423

8. 水道事業業務実績

項目 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口	237,686人	234,504人	231,017人
給 水 人 口	233,828人	230,527人	227,030人
普 及 率	98.4%	98.3%	98.3%
給 水 戸 数	118,671戸	118,402戸	118,003戸
年 間 総 配 水 量	27,073,742m ³	26,779,865m ³	26,412,534m ³
年 間 総 有 収 水 量	24,020,158m ³ 24,019,279m ³	23,641,966m ³ 23,641,281m ³	23,540,231m ³ 23,539,445m ³
一 日 平 均 給 水 量	74,175m ³	73,169m ³	72,363m ³
有 収 率	88.7%	88.3%	89.1%
配 水 管 延 長	2,025,986m	2,033,440m	2,033,440m
職 員 数	172人	175人	172人

供給単価	224.26円	224.70円	224.88円
給水原価	219.73円	220.87円	232.23円

年間総有収水量は、「上段＝水道料金の対象となった水量＋消防用水量」、「下段＝水道料金の対象となった水量」を記載

配水管延長は、φ20mm以上の数値を記載

給水原価は、{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入} ÷ 年間総有収水量(水道料金の対象となった水量)を記載

9. 配水状況

(単位 千m³)

項目		年度		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
配水量		27,074	26,780	26,413
年間有効水量	有収水量	24,020	23,642	23,540
	%	88.7	88.3	89.1
	有効無収水量	787	760	732
	%	2.9	2.8	2.8
有効率%		91.6	91.1	91.9
無効水量	漏水量等	2,267	2,378	2,141
	%	8.4	8.9	8.1

10. 水道施設

(1) 水道事業

① 取水施設

a) 認可施設

地区	名称	水源・水系名河川名等	種別	許可取水量等	
				m ³ /s	m ³ /d
佐世保	山の田	佐世保川水系佐世保川	表流水(ダム)	0.073	6,300
	転石	相浦川水系久保仁田川	表流水(ダム)	0.031	2,700
	菰田	相浦川水系小川内川	表流水(ダム)	0.146	12,600
	相当	相浦川水系牟田川	表流水(ダム)	0.066	5,700
	川谷	相浦川水系相浦川	表流水(ダム)	0.154	13,300
	相浦川	相浦川水系相浦川	表流水	0.052	4,500
	下の原	小森川水系鷹の巣川	表流水(ダム)	0.171	14,800
	川棚	川棚川水系川棚川	表流水	0.173	15,000
	小森川	小森川水系小森川	表流水	0.024	2,100
	小計				0.890

吉井	御橋	佐々川御橋水源	表流水	0.0167	1,440
	踊瀬	踊瀬ダム、吉元川	表流水	0.0139	1,200
	小計			0.0306	2,640
小佐々	つづら	小佐々川水系 つづら川	表流水 (ダム)	0.0286	2,470
	田原	田原浄水場内	地下水	0.0041	350
	鎌投	鎌投・溜池	表流水	0.0104	900
	平原	平原・深井戸	地下水	0.0017	150
	楠泊	祝ヶ浦・大野川・楠泊貯水池	表流水	0.0056	480
	小計			0.0504	4,350
江迎	潜竜	第2水源、江迎川	表流水	0.0081	700
		第3水源潜竜浄水場内	地下水	0.0068	590
	猪調	第4水源、深井戸	地下水	0.0017	150
	田ノ元	田ノ元湧水・湧水	湧水	0.0076	660
	中尾	第1水源、嘉例川	表流水	0.012	990
	小計			0.0362	3,090
合計				1.0072	87,080

b) 認可外施設

区分	名称	水系名河川名等	種別	施設能力 m ³ /日	備考
暫定	川棚 (暫定豊水)	川棚川水系川棚川	表流水	5,000	暫定豊水水利

※暫定豊水水利：石木ダムが完成するまでの間、河川水が豊かな場合に限り暫定的に取水することができる水利権

予備	四条橋	相浦川水系相浦川	表流水	18,000	慣行水利
	三本木	相浦川水系相浦川	表流水	4,500	慣行水利
	岡本	湧水	湧水	1,000	

※慣行水利：河川法第87条に基づく水利権

② 浄水施設

地区	名称	公称能力 (m ³ /日)	ろ過方式	備考
佐世保北部地区	山の田	50,600	加圧型無機膜	
	柚木	14,000	急速	
佐世保南部地区	広田	36,000	急速	
吉井地区	御橋	1,440	急速	

	踊 瀬	1,200	緩速	
小 佐 々 地 区	田 原	3,520	急速	
	楠 泊	480	緩速	
江 迎 地 区	江 迎	900	急速	
	潜 竜	2,100	緩速	

(2) 簡易水道事業

地 区	名 称	公称能力 (m ³ /日)	ろ過方式
佐 世 保 地 区	黒島本村	40	緩速
	田 代	30	緩速
	赤 木	64	滅菌のみ
	上木場	70	緩速
	平 松	109	滅菌のみ
	下宇戸・川谷	48	滅菌のみ
世 知 原 地 区	世知原	1,385	緩速
	上野原	104	上向性緩速
宇 久 地 区	平	1,450	滅菌のみ
	神 浦	700	緩速
	北 部	310	緩速
小 佐 々 地 区	矢 岳	204	緩速
鹿 町 地 区	鹿町北部	1,160	急速・緩速
	船ノ村	93	緩速
	歌ヶ浦	786	急速
	神 林	298	緩速

(3) 飲料水供給事業

地 区	名 称	公称能力 (m ³ /日)	ろ過方式
世 知 原 地 区	上開作	16	上向性緩速
	下開作	26	上向性緩速

下水道

1. 沿革

本市の下水道事業は、1945年（昭和20年）6月28日の佐世保大空襲により、市の中心部の大半を消失して終戦を迎え、その翌年に始まった、戦災復興土地区画整理事業の一環として、雨水排水を目的とした下水道事業が計画されたことに始まる。

しかし、1948年（昭和23年）9月に集中豪雨による大水害に見舞われたことで、下水道計画に再検討を加えることとなり、雨水排除系統と汚水排除系統を別々にする「分流式下水道」を採用した本格的な下水道計画案を作成した。1949年（昭和24年）7月に現在の中部処理区（旧佐世保市街地中心部）の約613ヘクタールを計画区域として下水道の事業認可を受け工事に着手、1961年（昭和36年）9月に下水道の供用を開始した。その際、汚水処理については地方公営企業法を全部適用し事業を開始している。

この間、全国的に水質汚濁や公害が発生し大きな社会問題となったことを受け、1958年（昭和33年）に公布された現在の下水道法をはじめ、公共用水域の水質保全に関する法律（水質汚濁防止法の施行に伴い廃止）など、様々な環境保全に関する法律が整備され、下水道のもつ水質保全に果たす役割や責任が拡大された。本市においても、河川等の水質汚濁が進み、汚水の適切な処理が喫緊の課題となっていた。

これらの法改正や河川汚濁の状況を受け、特に汚水処理における下水道整備の必要性・重要性が高まったこともあり、下水道処理区域の拡大を図ってきている。

2001年（平成13年）からは、新たに西部処理区（大野・中里～相浦・日野・椎木）の整備に着手し、2010年（平成22年）4月に一部供用を開始し、現在も普及拡大に取り組んでいる。

また、西部地区の浸水被害改善を図るため、2015年（平成17年）6月に都市下水路から公共下水道（雨水）へと計画変更を行い、6排水区、雨水ポンプ場、雨水調整池、雨水幹線を追加し事業計画の変更認可を受けた。さらに2009年（平成21年）1月には日野新町の浸水改善を図るため、日野第2排水区、雨水ポンプ場、及び調整池を追加し、併せて椎木地区の雨水排除計画を見直し、事業計画の変更認可を受けた。

なお、ハウステンボスの開業に合わせて1992年（平成4年）3月に針尾処理区を供用開始、江迎町との市町合併により2010年（平成22年）3月に江迎処理区の公共下水道を引き継いでいる。

2. 現況と課題

(1) 下水道の整備の遅れ

本市の下水道事業は、西部処理区をはじめ未整備区域があり、現在も普及拡大を行っているものの、整備状況の遅れもあり全国の類似都市や県内平均と比べて普及が遅れている状況であることから、今後も公共下水道の早期整備を推進していく必要がある。

(2) 下水道施設の老朽化

本市では、下水道整備の状況が遅れている一方で、既存の施設や設備等については老朽化が進行しており、今後、法定耐用年数を超える資産が増加する見通しにある。

将来的に人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中で、既存の施設や設備等については、今後も下水処理機能を適切に維持していかねばならず、老朽化施設の更新需要への対応が今後の大きな課題である。

佐世保市水道局では、これらの課題に的確に対応し、厳しい事業環境の中においても適切な下水処理を行うことが出来るよう、下水道の早期整備に向けた積極的な事業推進を図るとともに、下水道事業の健全経営に努めるため、以下の施策を実施している。

3. 主な重点施策

本市下水道事業のマスタープランである「佐世保市下水道ビジョン2020」は、下水道法に基づき将来を見据えた長期的な視点から本市下水道事業の将来像や方向性を明示したものであり、今後の具体的な取組を優先順位に基づき提示している。

まず、下水道法を踏まえて市民の快適な居住環境及び本市の環境資源を守ることが出来るよう、公共下水道の早期整備を最優先項目として位置付けており、次に、下水の安定処理と併せて、将来を見据えた健全な事業経営を持続させるための取組を推進していくこととしている。

そして、事業実施にあたっては、市民の皆様から信頼されることを目指して、情報発信等の取組を行うこととしている。

主な取組の内容は下記のとおり。

【①整備推進】

公共下水道の整備については、佐世保市公共下水道中長期計画（平成24年度策定）に基づき推進している。昨今の全国的な物価高騰や人口減少などの状況下、重要な管渠である幹線整備を重点的に進め、合わせて整備区域の一部を見直すなど、汚水処理の早期概成に向けて取り組んでいる。

【②施設更新】

処理場や管路等の施設については、今後、法定耐用年数を超える資産が増加する見通しであることから、施設を適切に管理して下水処理能力を維持していくために、施設の状態を長期的に予測しながら重要度及び健全度を踏まえた計画的な維持管理を行うことを目的としたストックマネジメント計画に基づいた取組を行っていくとともに、長期視点による経営戦略策定を目指していく。

中部処理区の変遷

年 月	事業計画変更内容	事業計画面積(ha)
昭和 24 年 7 月	下水道法の事業認可を受けた	614
昭和 36 年 9 月	下水道を供用開始した	614
昭和 38 年 5 月	事業計画区域を追加した	667
昭和 46 年 12 月	昭和 45 年 6 月施行の新都市計画法による市街化区域の確定に伴い事業計画区域を追加した	1,273
昭和 57 年 10 月	新たに鹿子前処理分区を追加した	1,374
昭和 61 年 3 月	新たに天神、東浜、大和、日宇処理分区を追加した	1,988
平成 3 年 10 月	新たに大塔、早岐、広田処理分区を追加した	2,862
平成 10 年 3 月	新たに船越処理分区を追加した	2,989
平成 15 年 12 月	【再生水事業】 節水型街づくりの一環として下水処理水の再利用を促進し、水資源の有効利用を図るため、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の認定を受け、同年 11 月から事業に着手し、佐世保駅周辺再開発区域及び周辺公共施設に供給を開始した	—
平成 19 年 9 月	新たに有福処理分区を追加した	3,078

針尾処理区の変遷

年 月	事業計画変更内容	事業計画面積(ha)
昭和 49 年 12 月	針尾工業団地造成計画に伴い下水道法の事業認可を受けた	175
平成 元年 5 月	土地利用計画が、工業団地からハウステンボスと米軍住宅地に変更されたため、独自の処理施設を設置する米軍住宅地の面積 25ha を削除した	150

平成 4 年 3 月	ハウステンボス(株)において平成元年 7 月から整備を進めていた下水道施設が完成し、公共下水道として供用開始した	150
平成 12 年 3 月	管路施設及び下水処理施設（二次処理施設まで）が、ハウステンボス(株)より佐世保市へ無償譲渡された	150
平成 23 年 3 月	再生水施設（排水高度処理施設）が、ハウステンボス(株)より佐世保市へ無償譲渡された	150

西部処理区の変遷

年 月	事業計画変更内容	事業計画面積(ha)
平成 13 年 8 月	相浦川流域を主体として下水道の整備を図るため、相浦、日野、新田処理分区について下水道法の事業認可を受けた	445
平成 22 年 4 月	下水道を供用開始した	445
平成 26 年 2 月	事業計画区域を追加した	471
平成 30 年 9 月	新たに吉岡・中里、皆瀬処理分区と、一部の瀬戸越処理分区を追加した	825
令和 7 年 3 月	新たに一部の大野処理分区と、一部の瀬戸越処理分区を追加した	1,027

江迎処理区の変遷

年 月	事業計画変更内容	事業計画面積(ha)
平成 9 年 8 月	江迎川流域を主体として下水道の整備を図るため、江迎地区について下水道法の事業認可を受けた	63
平成 15 年 2 月	事業計画区域を追加した	104
平成 16 年 3 月	下水道を供用開始した	104
平成 18 年 9 月	事業計画区域を追加した	157
平成 22 年 3 月	佐世保市と合併した	157
平成 26 年 2 月	事業計画区域を追加した	158

4. 下水道使用料表（1カ月につき）

H14. 4. 1 改定

種 別	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料 (1 m ³ につき)	
	基本排除汚水量	金 額	排 除 汚 水 量	金 額
一 般 汚 水	10 m ³ まで	928 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	131 円
			20 m ³ を超え 50 m ³ まで	160 円
	ただし、5 m ³ まで	713 円	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	202 円
			100 m ³ を超えるもの	227 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき			5 円

上記表により算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

5. 受益者負担金

下水道受益者負担金は、公共下水道の処理区域内にある土地・建物の所有者、地上権、永小作権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利等の受益者に対して負担金を賦課する。

6. 受益者負担金賦課状況（令和6年度）

総地積	賦課地積	調定額
183,006㎡	146,528㎡	76,164,580円

該当地区の負担金を土地の面積に応じて賦課している。

ただし、江迎負担区については、水道メーター口径と数に応じて賦課している。

7. 水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度（H22.4.1以降）

公共下水道の処理区域内において、既設のくみ取便所を水洗便所に改造するために要する費用を水道局の取扱い金融機関等から融資を受け、その融資金を完済した場合、支払利息を補給する制度

- ① 利子補給対象融資限度額……水洗便所改造工事に要する額
- ② 利子補給額……一戸当たり 50,000 円以内
(宅地内排水ポンプを使用する場合は 75,000 円以内)
- ③ 利子補給の対象となる借入金の償還期限は 60 か月以内
(金融機関等の制度において据置期間等ある場合は、その期間を除く)
- ④ 利子補給は、借入金返済終了後の完済証明をもって支給
(利用者が希望される場合は半期でも支給)

8. 下水道使用料収入状況

(単位 千円)

区分	令和5年度決算	令和6年度決算見込	令和7年度当初予算
一般	2,055,591	2,059,810	2,083,944
公衆浴場	28	28	30
合計	2,055,619	2,059,838	2,083,974

9. 下水道事業会計収支状況

(単位 千円)

区分	令和5年度決算	令和6年度決算見込	令和7年度当初予算
営業収益	2,185,409	2,199,713	2,221,643
(上記中) 下水道使用料	2,055,619	2,059,838	2,083,974
営業外収益	2,693,972	2,753,611	2,855,577

特 別 利 益	1,672	24,404	4
計	4,881,053	4,977,728	5,077,224
営 業 費 用	4,129,056	4,255,205	4,476,051
営 業 外 費 用	533,583	556,594	590,588
特 別 損 失	652	23,812	2,365
予 備 費	0	0	4,545
計	4,663,291	4,835,611	5,073,549
損 (△) 益	217,762	142,117	3,675

10. 下水道事業業務実績

項目 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口	237,686人	234,504人	231,017人
処 理 区 域 内 人 口	144,093人	143,374人	141,970人
普 及 率	60.6%	61.1%	61.5%
全 体 計 画 面 積	4,968.0ha	4,968.0ha	4,613.0ha
整 備 済 面 積	3,356.8ha	3,383.7ha	3,404.0ha
面 整 備 率	67.6%	68.1%	73.8%
処 理 区 域 内 戸 数	74,551戸	74,812戸	74,779戸
水 洗 化 戸 数	68,933戸	69,239戸	69,282戸
水 洗 化 率	92.5%	92.6%	92.6%
有 収 排 水 量	14,013,355m ³	13,964,021m ³	13,992,970m ³
汚 水 管 延 長	690,545m	698,141m	703,800m
職 員 数	71人	71人	70人
処 理 原 価	252.33円	252.14円	260.57円
う ち 維 持 管 理 費	120.25円	117.89円	123.26円
使 用 料 単 価	146.31円	147.21円	147.21円
年 間 下 水 道 使 用 料	2,050,346千円	2,055,619千円	2,059,838千円

11. 計画及び実績（中部・針尾・西部・江迎処理区）

（R7. 3. 31 現在）

処理区 内 訳	中部処理区		針尾処理区		西部処理区		江迎処理区		合 計	
	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)
認可計画 (A)	3,078.0	638,477.7	150.0	2,088.0	1027.0	211,253.6	158.0	38,878.0	4,413.0	890,697.3
整備済 (B)	2,744.0	579,375.7	150.0	2,088.0	364.9	85,268.1	145.1	37,068.6	3,404.0	703,800.4
整備率(B/A)	89.1%	90.7%	100.0%	100.0%	35.5%	40.4%	91.8%	95.3%	77.1%	79.0%
未整備(A-B)	334.0	59,102.0	—	—	662.1	125,985.5	12.9	1,809.4	1,009.0	186,896.9

12. 普及状況

（R7. 3. 31現在）

処理区	処理区域内戸数	水洗化戸数	水洗化率(%)
中部処理区計	64,612	60,741	94.0
針尾処理区計	369	369	100.00
西部処理区計	8,229	6,879	83.6
江迎処理区計	1,569	1,293	82.4
合 計	74,779	69,282	92.6

13. 施設概要

(1) 処理場

処理場名	処理方法	敷地面積 m ²	建物延面積 m ²	処理能力 m ³ /日	施設概要
中部下水処理場 (中部エプレンター)	標準活性汚泥法	42,837	12,564	65,400	沈砂池 5 池、水処理 10 池、汚泥処理一式、消化ガス発電設備一式、脱臭設備 3 基、再処理水施設一式
針尾下水処理場 (針尾エプレンター)	標準活性汚泥法	6,123	2,974	3,400	エアレーション沈砂池 2 池、調整槽 3 池、水処理 3 池、汚泥処理一式、脱臭設備 1 基
西部下水処理場 (西部エプレンター)	標準活性汚泥法 + 急速ろ過	57,856	8,905	10,400	沈砂池 1 池、水処理 2 池、急速ろ過器 2 基、汚泥処理一式、脱臭設備 3 基
江迎浄化センター (江迎エプレンター)	オキシデーション ディッチ法	18,828	1,006	1,500	沈砂池 1 池、水処理 1 池、汚泥処理一式、脱臭設備 1 基

(2) 再生水処理施設

設置場所	建物延面積 m ²	処理能力 m ³ /日	施設概要
中部下水処理場内	168	500	砂ろ過塔1基、オゾン発生装置一式、オゾン処理装置一式 次亜塩素酸ソーダ注入設備一式、給水ユニット1組
針尾下水処理場内	599	3,400	接触酸化槽3池、凝集沈殿池3池、砂ろ過塔4基、 限外ろ過膜一式、凝集砂ろ過塔1基、活性炭吸着塔2基

(3) ポンプ場

ポンプ場名	敷地面積 m ²	建物延面積 m ²	送水能力 m ³ /日	施設概要
平瀬ポンプ場	2,368	1,090	54,720	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 ホッパ、電気設備、発電機設備、 脱臭設備各一式
立神ポンプ場	249	163	4,864	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備、発電機設備各一式
鹿子前ポンプ場	390	229	3,744	流入ゲート、水中ポンプ、破碎機、 脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
天神ポンプ場	906	276	3,888	流入ゲート、自動除塵機、 水中ポンプ、脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
大塔ポンプ場	1,184	1,363	13,133	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 ホッパ、脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
船越ポンプ場	4,150	755	3,283	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
長坂ポンプ場	280	28	1,872	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備各一式
北平ポンプ場	410	52	1,440	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備各一式
相浦ポンプ場	710	494	2,808	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備 自動除塵機、電気設備、発電機設備 各一式

(4) 雨水施設

ポンプ場名	敷地面積 m ²	建物延面積 m ²	排水能力 m ³ /日	施設概要
日野ポンプ場	1,083	96	259,200	ゲートポンプ、自動除塵機、 電気設備、発電機設備各一式
日野第2ポンプ場	326	83	129,600	ゲートポンプ、自動除塵機、 電気設備、発電機設備各一式